

令和4年7月27日

お客さま各位

北央信用組合

当座勘定規定等改正のお知らせ

全国銀行協会は、令和4年11月に電子交換所の設立を決定、これにより全国各地に設置されている現在の手形交換所は全て廃止となり、原則全ての小切手・手形が電子交換所での取扱となります。

電子交換所の取扱に伴い当座勘定規定および手形用法・小切手用法を下記のとおり改正します。改正内容は、署名・用紙の照合を電磁的記録で可能とする内容のほか、現行運用上行われている取扱を電子交換所への移行を機に規定化するものです。

なお、改正日以前にご契約いただいたお客さまにも、改正後の規定・用法が適用されますのでご了承ください。

また、約束手形帳・為替手形帳・小切手帳の各表紙裏面に表示しております約束手形用法・為替手形用法・小切手用法につきましては、改正日以降は新たな各用法を適用させていただくこととなります。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改正日 令和4年11月4日（金）

※後記3の改正は改正日から適用となります。

なお、掲示は改正後の新规定となっておりますのでご留意願います。

2. 改正する規定等

・当座勘定規定（一般用）・当座勘定規定（専用約束手形口用）・手形用法および小切手用法

3. 改正内容等

(1) 規定の変更点（各規定共通）

項目	内容
①手形、小切手の支払	現行運用上行われている取扱を電子交換所への移行を機に規定化するもの
②手形、小切手用紙	振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱規定の追加
③印鑑照合等	イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加

※規定の新旧対照は別紙をご参照ください。 [〈別紙〉](#)

(2) 手形用法・小切手用法の主な変更点

- ① チェックライターにより金額印字を行う場合、3桁ごとに「,」（カンマ）を印字する規定を追加
- ② 使用可能文字（漢数字）を一覧化し追加
- ③ 金額欄、信用組合名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号、QRコード欄）の追加

※手形用法・小切手用法の新旧対照は別紙をご参照ください。 <[別紙](#)>

4. 電子交換所へ全面移行され、全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱が廃止となることから個人信用情報センターへの登録規定を削除します。

なお、本条項は電子交換所の交換決済開始日である令和4年11月4日（金）までは適用されます。

以上